

開催年月日 令和5年12月7日（木）

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 保健福祉部長 道場 満  
障がい者保健福祉課長 徳田 泰則

質問内容	答弁内容
<p><b>三 障がい福祉施策について</b></p> <p><b>（一）学校卒業後の生活について</b></p> <p>重度、最重度の知的障がいを持つ子どもたちが、学校卒業後に、入所施設を希望しても入れる施設がないと、ある養護学校に視察に行った際にお聞きをしまして、そこでは全道98軒連絡を取ったけれども、一軒も空きがなくて、どこにも受け入れができないと断られた例があったと伺いました。18歳の壁と言われていたものです。そこで、グループホーム等の居宅生活をしながら、就労事業所に通うことが困難な場合、どのような選択があるのか、まず伺います。</p> <p>現状はそうなんです。</p> <p><b>（二）学校卒業後の施設入所ニーズ把握と見込みについて</b></p> <p>それで、知的障がいのある児童生徒は、右肩上がりに増加をしていることは、皆さんの方がよくご承知だと思います。施設入所ではなく、地域で暮らし続けられるよう施策展開がなされていますけれども、施設入所が必要となる場合も少なくありません。学校卒業後の施設入所のニーズをどう把握し、道は入所をどのように見込んでいるのでしょうか。</p> <p>そうは言っても大変現実は一層厳しくなっております。</p> <p><b>（三）全道の受け入れ状況について</b></p> <p>重度、最重度の知的障がいのある生徒の卒業後の生活というのは、地域移行、就労しながらグループホームなどへの入居、入所施設や病院、家庭で暮らすなど様々選べるわけですが、居住する町に適したグループホームや施設があるとは限らないわけです。広域で探さなければならない場合があります。全道の受け入れ状況は、どのようになっているのでしょうか。</p> <p>人員不足の影響もありますから、本当に高い利用率になっていて、実際に空きがあるようになっていても</p>	<p><b>【障がい者保健福祉課長】</b></p> <p>障がいのある方の日中活動についてでございますが、特別支援学校の高等部を卒業した後、グループホームなど居宅で生活している方には、地域の相談支援事業所が、障がいのある方の状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、障害福祉サービス事業者との連絡や調整を行っており、将来的に企業への就労を希望する方には、就労移行支援事業所が、職業訓練や就職のサポートを行い、適当な就労先がないなど、企業への就労が困難な方には、就労継続支援事業所が、就労や生産活動の機会を提供しております。</p> <p>また、常時、介護等の支援が必要であって、こうした就労や生産活動に従事することが困難な方には、生活介護事業所が、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や日常生活上の支援を行っているところでございます。</p> <p><b>【障がい者保健福祉課長】</b></p> <p>卒業後の施設入所等の把握についてでございますが、各学校においては、入学後から、卒業後の進路を見据え、定期的に進路希望調査や、担任教諭等による生徒、保護者を行う個別懇談などによって、卒業後の進路希望の確認を行い、希望内容に応じて、進路指導担当や担任教諭等が、相談支援事業所や入所施設等との連携や、企業等への進路開拓を行っており、卒業後に施設入所を希望する生徒については、在学中から、相談支援事業所等と連携をし、希望する入所施設等との調整を行うなど、在学中から卒業後までの切れ目のない支援体制の整備に努めているところでございます。</p> <p>道では、北海道障がい福祉計画の策定時に、各市町村における利用見込み量を調査し、こうした施設入所を必要とする障がいのある方のニーズを把握しているところでございます。</p> <p><b>【障がい者保健福祉課長】</b></p> <p>グループホーム等の利用状況についてでございますが、令和5年3月31日現在で、全道のグループホームは826事業所、定員が16,819人、障害者支援施設は201カ所、定員10,339人でございまして、利用者数は、グループホームが14,926人で88.7%、障害者支援施設が9,354人で90.5%の利用率となっております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>入れるかどうかはわからないわけなんですね。</p> <p><b>（四）相談支援の体制及び基幹相談支援センターの設置状況について</b> 市町村が相談支援を行うことになっていますが、相談支援の体制及び基幹相談支援センターの設置状況というのはどうなっているのでしょうか。</p> <p><b>（五）学校卒業後の支援について</b> 学校卒業時、あるいは、いったん家族と同居した後、グループホームや施設入所に移行する場合は、どのような支援があるのでしょうか。</p> <p>そうはいつでもやはりですね、なかなか入りにくかったり、マッチングがうまくいかなかったりして、ご苦労されている方がたくさんいらっしゃいます。</p> <p><b>（六）障がい者に対する虐待の状況及び対応について</b> そこでちょっと質問の趣旨を変えるんですけども、障がい者に対する虐待が起きた場合ですね、施設従事者による虐待の場合は、道が指導・監査にあたりますけども、施設従事者による虐待以外にも養護者や使用者による虐待もあって、これらの道内の障がい者の虐待状況はどうなっているのか。また、虐待が認められた事例への対応について、状況をうかがいたいと思います。</p> <p>施設従事者等、また養護者、使用者、暮らしているところですね、虐待が起きているということなんです。</p> <p><b>（七）障がい者種別の分析について</b> それで、何でこの質問をしたかといいますと、虐待を受けた方の障がい種別では、知的障がい、精神障がいが多くなっているんです。その理由というものを道はどう分析しているのでしょうか。</p>	<p><b>【障がい者保健福祉課長】</b> 障がいのある方への相談支援についてでございますが、障がいのある方やその家族などに対する相談支援につきましては、市町村がその役割を担っており、障害福祉サービスの利用などの相談を幅広く行う市町村の相談窓口や、社会福祉法人等が市町村から指定を受けて実施する相談支援事業所、地域の相談支援事業所への専門的な助言や相談事業所間の連携体制整備などを行います基幹相談支援センターによる体制が整備されております。 なお、基幹相談支援センターにつきましては、全道に広域設置を含めまして42か所、93市町村で整備されているところでございます。</p> <p><b>【障がい者保健福祉課長】</b> グループホーム等の利用支援についてでございますが、障がいのある方や家族等が、グループホームや入所施設の利用を希望する場合、相談支援事業所等が相談を受け、障がいのある方等が希望する地域のグループホームや入所施設の空き状況などを確認いたしまして、障がいのある方の障がい種別や障がいの程度、特性などを考慮して本人の希望に添ったグループホームや入所施設を提案し、施設等の見学や体験利用に同行するなどの支援を行っているところでございます。</p> <p><b>【障がい者保健福祉課長】</b> 虐待の状況等についてでございますが、直近令和3年度の道内における虐待の発生状況につきましては、入所施設等の従事者からの虐待は42人、同居する家族等の養護者からの虐待は46人、企業等使用者からの虐待は43人となっているところでございます。 虐待が認められた場合は、施設従事者等からの虐待については、道が、虐待認定を行う市町村と連携いたしまして、障害者総合支援法に基づく監査による行政指導などの措置、養護者からの虐待では、市町村において、虐待防止法に基づき、指導いたしますとともに、障がいのある方を養護者から分離して保護を行うなどの措置、使用者虐待では、労働局におきまして、労働基準法等に基づき、賃金未払い等の虐待に対する是正措置を講じるなどの対応が行われているところでございます。</p> <p><b>【障がい者保健福祉課長】</b> 虐待を受けた障がいのある方についてでございますが、道内で、障がいのある方が虐待を受け、認定された人数は、直近の令和3年度では、知的障がいのある方が73人、精神障がいのある方が39人、</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>障がい特性に対する理解と対応できるスキルというの無いと、こういうトラブルが起きてしまったり、虐待に至ってしまうということなんですよ。ですから本当にそうした方々が、重度、最重度だった場合、グループホームなどで暮らすことが本当に可能かどうか、それが可能になるような体制にしていけることが、今後必要だと考えています。でも現状はそうはなっていないということだと思います。</p> <p><b>（八）地域移行に必要な受け入れ態勢の整備について</b></p> <p>2014年に我が国が批准した「障害者権利条約」では「特定の生活施設で生活する義務を負わない」ことが明記されています。長野県では、入所施設からグループホームへの地域移行が進められていると聞いております。障害者権利条約の趣旨は大変重要であります。</p> <p>一方で、学校卒業後、特に知的障がい最重度、重度といった人を全ての施設やグループホームで受け入れられて、当事者とマッチングができるかと言えば、必ずしもそうっていない現実があります。結果、行き場がなくなって、親がいつまでも支えなければならぬ実態も残されていて、そこで不幸が起きることも報道されているところです。当事者の間では「18歳の壁」と言われていると聞いております。</p> <p>障がい者の地域移行は、家族の犠牲の上に成り立つものではなくて、地域移行に必要な体制整備が行われて初めて実現するものと考えておりますが、受入に必要な施設、グループホームなどの体制整備を計画的に進めていくべきと考えますが、現状認識と併せて部長に伺います。</p> <p>障がいを持って生まれた不幸と、日本の国に生まれた不幸と、そういう不幸を背負っているんだという言葉がですね、もう過去のものになるように、ぜひこの点については充実をさせていただきたいと申し上げて次の質問に移ります。</p>	<p>身体障がいのある方が22人、発達障がいのある方が5人などとなっており、知的障がいや精神障がいのある方につきましては、自らの要求をうまく伝えられないなどの障がい特性もございまして、支援者等の理解やスキルの不足から、障がいのある方の意図をうまく汲み取れず、抑圧的な発言などの不適切な支援に繋がりがやすいことや、障害者支援施設では、障がいのある方の他害行為に対する行き過ぎた制止による場合が多いことが理由と考えております。</p> <p><b>【保健福祉部長】</b></p> <p>障がいのある方の地域生活支援についてでございますが、障がいのある方が、地域で安心して暮らしていくためには、地域生活移行の受け皿となるグループホームや地域生活を継続するための生活介護や短期入所など、日中活動サービスの提供体制を整えることが重要であると認識をしております。</p> <p>こうしたことから、道では、北海道障がい福祉計画におきまして、グループホームや日中活動サービスについて、各市町村の地域の実情やニーズを踏まえた必要量を見込んだ上で、社会福祉施設等整備事業などの補助制度を活用し、グループホームなどのサービス基盤を計画的に整備するとともに、重度の障がいのある方にも対応した施設整備に係る財政措置の充実について国に要望するなどしているところであり、今後とも、障がいのある方の希望が最大限に尊重され、安心して地域生活を送ることができるよう取り組んでまいります。</p>

